

令和2年7月17日

令和2年7月豪雨による被害に係る 普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和2年7月豪雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

熊本県 10団体(4市6町)

2 繰上げ交付額(9月定例交付見込額の5割)

5,375百万円

3 日程

令和2年7月17日(金) 交付決定及び現金交付

※繰上げ交付の団体別内訳は、別紙のとおり。

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 令和2年度の普通交付税額決定前であるため、6月概算交付額の50%を交付

自治財政局財政課 清水、富澤、高口
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615

(別紙)

令和2年7月豪雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

(単位:百万円)

<長野県> (4町1村)

団体名	繰上げ交付額
阿南町	240
下條村	139
上松町	210
南木曾町	207
木曾町	532
合 計	1,328

<岐阜県> (3市)

団体名	繰上げ交付額
高山市	1,427
郡上市	1,392
下呂市	1,001
合 計	3,820

<福岡県> (4市)

団体名	繰上げ交付額
大牟田市	1,378
久留米市	2,280
八女市	1,349
みやま市	658
合 計	5,665

<熊本県> (8市12町4村)

団体名	繰上げ交付額
八代市	1,762
人吉市	532
荒尾市	644
水俣市	550
玉名市	1,115
山鹿市	1,260
菊池市	937
天草市	2,667
玉東町	143
南関町	217
長洲町	203
和水町	367
南小国町	203
小国町	286
芦北町	436
津奈木町	174
錦町	213
多良木町	345
湯前町	185
相良村	195
五木村	119
山江村	188
球磨村	222
あさぎり町	560
合 計	13,523

<大分県> (2市2町)

団体名	繰上げ交付額
日田市	1,369
由布市	665
九重町	293
玖珠町	357
合 計	2,684

<鹿児島県> (2市1町)

団体名	繰上げ交付額
鹿屋市	1,471
出水市	1,001
長島町	541
合 計	3,013

(19市19町5村)

交付総額	30,033
------	--------

※7月10日(金)繰上げ交付分:

20団体(9市7町4村)

14,546百万円

福岡県3団体(3市)

熊本県14団体(4市6町4村)

鹿児島県3団体(2市1町)

※7月14日(火)繰上げ交付分:

13団体(6市6町1村)

10,112百万円

長野県5団体(4町1村)

岐阜県3団体(3市)

福岡県1団体(1市)

大分県4団体(2市2町)

※7月17日(金)繰上げ交付分:

10団体(4市6町)

5,375百万円

熊本県10団体(4市6町)